

市長選挙投票所一覧表 (新しい投票所)

投票区名	区 域	投票所名
第一投票区	城の腰、焼津の一部(二区、三区)北浜通り、新屋、港町	市議会講堂
第二投票区	塩津、大村新田、大、八幡、大覚寺上、下、越後島	西小学校講堂
第三投票区	焼津北、小石川町、中、中港町	焼津高校講堂
第四投票区	焼津(四区のみ)	四区公会堂
第五投票区	豊田地区全域	豊田小学校講堂
第六投票区	解ヶ島、小川の一部(二十二区のみ)	小川小学校講堂
第七投票区	小川の一部(二十一区、二十三区のみ)	小川小学校講堂
第八投票区	石津(二十四区)	石津岡公会堂
第九投票区	東益津地区(浜当目、元小浜をのぞく)	東益津小学校講堂
第十投票区	浜当目、元小浜	浜当目区民会館
第十一投票区	大富地区全域	大富公民館
第十二投票区	和田地区全域	和田小学校講堂

二月十四日は市長選挙 新しい投票区で行ないます

◇ 明るい市政は、明るく正しい選挙によつて築かれます。◇
 ◇ 二月十四日は私たちの市長さんをきめる大切な選挙の日◇
 ◇ ですお互いに法を守つて、自分自身の判断でこの人だと◇
 ◇ いえる人に清き一票を投じましょう。◇
 ◇ また今度の選挙から新しい投票区で行なわれます ◇

市長選挙で投票のできる人は、日本国民で二月四日現在満二十才以上の人で、昨年十一月四日以前から引き続いて焼津市に住所の有る人であつ選挙人名簿に登録されている人です。
 せっかく選挙権があつても選挙人名簿に登録されていないとこの大切な選挙に投票することができません。

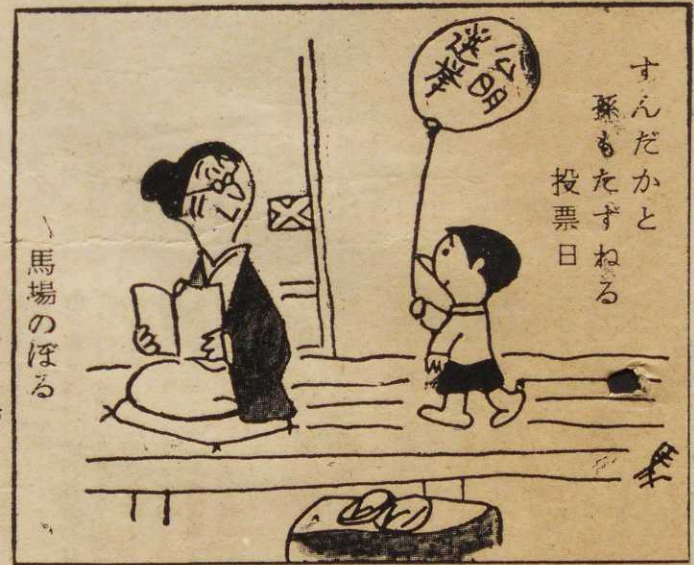
◇ いま一度名簿の確認を◇
 市の選挙管理委員会では二月九日から二十日までの二日間選挙人名簿をお見せいたしますから、今一度確かめましょう。

◇ 補充選挙人名簿の調整◇
 市長選挙の「補充選挙人名簿」は次のとおり作られますこの「補充選挙人名簿」というのは、昨年九月十五日現

在で作った基本選挙人名簿からもれている人と、新しい有権者となつた人達の申請によつて作られます。
 基本選挙人名簿にのつていない人は先月末に入場券をお送りしましたが、今届かない人など次の要件を満たしている人は必ず二月五日から二月七日までの間に申請して下さい

◇ ◇ ◇ ◇ ◇ ◇ ◇ ◇ ◇ ◇ ◇ ◇

◎ 登録要件
 1、二月四日現在で満二十才に達した人(昭和十九年二月五日以前に生れた人)
 2、昨年の十一月四日以前から引続いて焼津市内に住所



のがある人。
 ◎ 登録場所
 焼津市選挙管理委員会事務局
 局(市役所内 二二二一)

**投票所をもう一度
 確かめましょう**

選挙管理委員会では、有権者のみなさんの不便を少しでも解消して、一人でも多く有権者が、投票にでかけられるように今までの八投票区を十二投票区にいたしました。お手もとに届いた入場券に投票場所が記してありますから新しい投票所へ変わられた人は間違いないようにして下さい。

(別表参照)

故大石市長の葬儀

しめやかかのうち終る

昨年十二月二十八日午後零時十分、焼津市長大石虎之助氏は港町の自宅で心筋こうそくのため急逝しました。

この日市長は市役所の御用納めの式にぞみ、元気に全職員に、年末の挨拶をし

「私は赤字解消に努力してきました。残る赤字もあとわずかとなりましたので、これの完全解消と、市民みなさんのいろいろな御要望にこたへるため、年があらたまりましたら、気分を新たに焼津市発展のためさらに努力する覚悟です。職員みなさんの協力をお願いします」

この挨拶は約二十分間におたつて行なわれ、ほんとうに最後の言葉となりました。

市長の急逝によって、市議会で直ちに全員協議会を開き葬儀は市葬で行なうことに

なり葬儀委員長に松永助役、同副委員長に石川市議会議長委員に全市議のほかに市役所の各課長が決まり、市民あげて葬儀をおこなうことになったのです。

葬儀の日、一月十日、市内の各家庭では朝から弔旗をかかげ、深い悲しみにつまれている中に、午後零時二十分

市の広報車を先導に市長の遺骨をいただいた御遺族を初め関係者の車が、静かに葬儀会場の東小学校へ出発して行きました。

途中市役所前で全職員、消防団員のお見送りする中に大石つね末亡人しつかりとい

だかれた遺影、長男保司さんにおいだかれた遺骨は一旦車からおりられ最後のお別れを

しました。午後一時、多くの花輪でい

っぱいの東小学校講堂で松永葬儀委員長、第一区選出の各代議士、斉藤県知事、江藤県

会議長、萩野静岡市長を初め県下各市町村長、各種団体代

表者のほか一般市民など、約二千人が参列して仏式により盛大におこなわれました。

この日各方面から寄せられた花輪二百余、弔辞二十余、弔電五百余通、まことに盛儀であるとともに、市はじまつて以来の大きな葬儀と云えま

しょう。

なお会場は参列者でいっぱいとなり、あふれ出た参列者は前庭につくられた焼香台にならんで、なき市長をしのんで夕方まで続々とつめかけ焼香をしていました。

市長の写真の前には、生前に残したかずかずの功績により一月七日政府より贈られた従六位勲六等单光旭日章の、真新しい勲章が飾られてありました。

このように葬儀が盛大にしかも厳そかに終了出来ましたのも市民みなさんの御協力のおかげである、御遺族を初め関係者は深く感謝しております。

なお御香資の一部は故人の遺志により県立焼津中央高等学校を教育資金としてご寄附されました。



県交通規則の一部改正 自転車の二人乗りは 絶対にいけません

静岡県の交通は日増しに激しくなつて今の交通規則ができた三年前に比べますと国道一号线(東海道)の交通量は二倍になり、いなか道でもボンボンや小型トラックがごんごん走るように交通事故も三年前の七割増で本年は二倍を超えてはいないかと見られています。そこで静岡県公安委員会は、このような交通安全を少しでも安全に、スムーズにすることができるよう今の交通規則を次のように改めて十二月十日に公布し二月一日から実施することになりました。

市街地などの交通ひんばんな場所だけが禁止され、そのほかの場所では二人乗りをしてよいことになっていました。が現在ではいなか道でもボンボンや小型トラックの往来がはげしく道路事情から見ても危険であることなど不合理な面があるので禁止することにしました。ただし十六才以上の人が幼児用の座席をつけて六才未満の子供を乗せることはかまいません。

警察署からお願い
交通課の窓口事務は
平日 午前八時三十分から
午後五時まで
土曜日 午前八時三十分から
正午まで
日曜祭日は休みですから、免許事務やその他のことでの人は、の時間を厳守して下さい。

- ①、自転車の二人乗りは禁止されました。
- ②、国道一号线
- ③、改正の主な点は
- ④、とつさの場合に安全を失わない勝ちな荷物をかついたり
- ⑤、二輪の自動車やモーターバイクに人を乗せるときはかならず座席にまたがせましよう。
- ⑥、自動車のドアをあけるときは、ほかの交通のじやまにならないかを確かめてからにしましょう。
- ⑦、駐車や停車の禁止されていない道路でも商品である車や修理のため有料で預かっている車を道路におくことはいけません。
- ⑧、土砂や石、水などを落しながら走ることや、落しそうな積み方をして運転することはいけません。
- ⑨、車の横などにライトをつけて後の輪を照らすのは禁止されました。
- ⑩、静岡国道の通行区分帯は三つの区分帯がありますが、これを走るときにやたらに走る部分を変更して走ってはいけません。これはほかの道路でも同じでジグザグ運転はいけません。

(国保) 届出は六日以内に
こんな時には必ず届出を

国保の資格ができるとき
国保以外の健康保険などの資格がなくなったり、保険のない人が市外から転入したとき、また出産したとき
国保の資格が失くなる時
職場の健康保険などに加入したり市外へ転出するとき
生活保護世帯になったとき
住所が変わるとき
世帯主や氏名が変わるとき

所得税
事業税
市県民税

申告をおわずれなく
気軽に「相談所へ」

今年も所得税、市県民税などの申告をする時期となりました。自分の所得を自分で計算し正しい申告をして期限内に納税していただくことが、民主的な納税制度の真の姿です、みなさんのご家庭に申告書が今月の二十日ごろに届くと思いますが、所得税の確定申告と納税は三月十六日まで事業税、市県民税の申告は、三月二十一日までです。
期限内に申告していただく、いろいろな控除が受けられます。
所得税など確定申告をされる人は三月十六日までなら、青木神社境内の新屋公会堂の共同納税相談会場で申告指導をいたします。
事業税、市県民税の申告指導は三月二十一日まで同じ

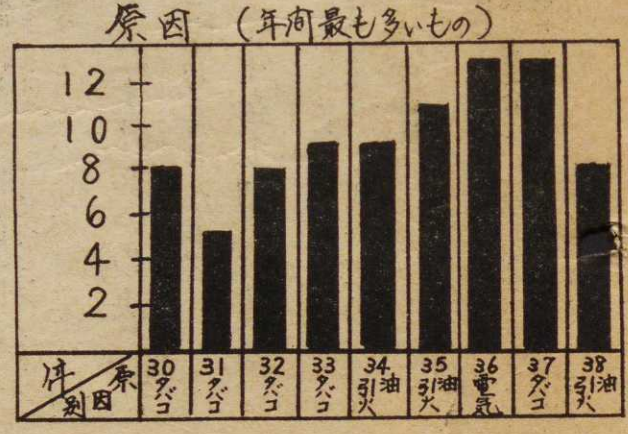
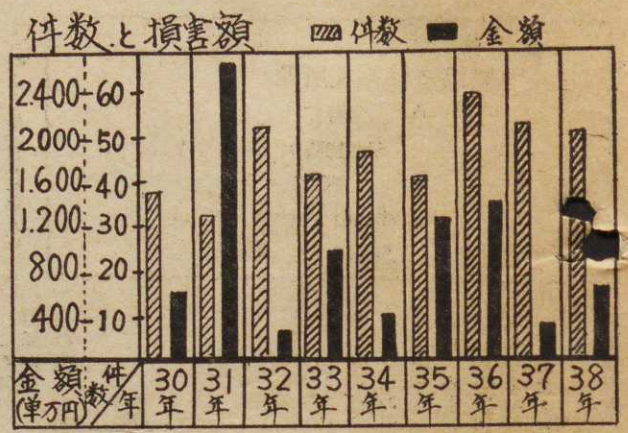
港をきれいに
港(ボク)は焼津のシンボルです。毎日のように他県からたくさんの漁船が出入りしますが、ボクは汚れているのではありません。思いをしております。ボクのところには市内の川から流れ込んだ汚れたものがたくさんたまってあります。どうか街をきれいにするためにもご協力下さい。

人口動態
昭和38年1月~12月

世帯数	15,441	世帯
人口	75,393	人
男	36,952	人
女	38,441	人
出生	1,469	人
死亡	469	人
婚姻	768	件
離婚	49	件



あなたのスキをねらっている
今年こそは火事を出さないように



毎年春になると火事が多くなります。
今年もいよいよその季節になります。春は寒気が一段と衰えて火事を引き起こす絶好の条件がそろい、ちよつとした火の不始末が原因で一瞬にして家を失なうということがしばしばあります。
市の消防署では昭和三十年に消防署ができてから、昨年までの火災統計をまとめました。(別表参照)

早い発見
早い通報
火事になったら
一一九番へ

ねる前、外出前にもう一度気をつけてみましょう。
火災は最初の五分間が大切です。早く見つけて早く消すこと、これが私たちの大切な人命や財産を守る重要なことなのです。

お知らせのページ

(新入学児童)

保護者のみなさんへ

ことし入学する学令児童の該当者は昭和三十三年四月二日生より昭和三十三年四月一日まで出生の子供さんです。該当児童の保護者には、入学通知書及び健康診断通知書を発送しましたので、お宅に届いていることと存じますが、住宅の変更や住民登録未済の関係で、当然入学する子供のあるお宅で、まだ通知を受け取らない方がありましたら、至急教育委員会事務局へお申出下さるようお願いいたします。

大富小 二月十一日(火)
和田小 二月十二日(水)
当日健康診断を受けられない子供さんは、午前中までに教育委員会までご連絡下さい。会場は、各小学校。
時間は、午後一時から三時までです。

(教育委員会)

2月日曜在宅医

【第二日曜日】 九時
鈴木医院
堀田医院

◇外科 堀口医院
◇産婦人科 八木医院
◇眼科 岸山医院

【第三日曜日】 十六日
本荘医院
永田医院

◇内科小児科 大井医院
◇外科 柳沢医院
◇産婦人科 二十三日
海崎医院
小沢医院
田淵医院
石井医院
斯波医院

◇眼科 石井医院
◇産婦人科 斯波医院

市営住宅の入居希望者は

急いで申し込みを

(募集)

申し込み期間

二月五日から
二月二十日まで

第一種、第二種及び福祉住宅の入居者を募集しております。

一、資格は市内に住所又は勤務場所のあることと独立して生計し、現に住宅に困っている者

一、一種住宅では月収が三万円以上三万六千円まで、二種及び福祉住宅では二万円以下

一、一種住宅では月収が三万円以上三万六千円まで、二種及び福祉住宅では二万円以下

一、福祉住宅に入居を希望する

寒波から水道施設を守りましょう

守りましょう

ことしも異常寒波が、襲来して水道管や蛇口の破損が発生する事故が予想されます。この破損を未然に防ぐために次のことから励行して下さい。

一、地上に露出している水道管や蛇口を縄や南京袋などで巻いて保護して下さい。

二、凍って水が出ない時に、火をたいたり、お湯をかけると破損のおそれがありますから十分に注意いたしましょう。このような事故が発生した

せん。

二、凍って水が出ない時に、火をたいたり、お湯をかけると破損のおそれがありますから十分に注意いたしましょう。このような事故が発生した

せん。

せん。

せん。

せん。

せん。

せん。

せん。

せん。

せん。

せん。

せん。

せん。

気軽にお出かけ下さい

無料法律相談所開かる

日時 2月15日(土)
午前10時から午後3時まで
ところ 2区公会堂
事務所 福津市本新部

各英霊の輝かしい手柄話や、戦死した時のことなどがくわしくのべています。又戦争に行く前後のいろいろな逸話もたくさんおのせています。

尚御不明の点は、小川公民館へ御連絡して下さい。(電話でも結構です)

住所を変更したら

十四日以内に市民課の窓口へ届けして下さい。

●印鑑届は本人が来て下さい。本人がこられない場合はその理由書及び委任状をつけて下さい。

法務局の廃止

一月一日から法務局大井川出張所が廃止され、その事務の全部を法務局福津出張所で取扱うことになりました。

英霊名鑑の出版

福津市郷友連盟(社団法人)では全市英霊二千五百有余柱の伝記を子孫に残す為「英霊名鑑」と云う本を編集計画しておりましたが、その第一巻として小川四百二十三柱の分を脱稿して近く発行することになりました。

この本は、小川遺族会、小川御霊神社奉賛会、小川区長会の後援で発行するもので、

「歳末たすけあいの決算」

ご協力ありがとうございました

昨年を上回る好成績

昨年十二月一日から行なわれた歳末たすけあい運動は、みなさんの温かい協力をうけて前年を上回る立派な成績をおさめました。

心から感謝申し上げます。

みなさんの温かい協力をうけて前年を上回る立派な成績をおさめました。

合計 六二二、〇一六円

分配された人たちは

一般生活困窮者一、二二二人
入院患者 四一人 施設関係
三〇人 老人ホーム三三人
里子五

募金実績額